

土木工事成績評定基準の改正及び一部公表について（お知らせ）

令和8年2月2日

土木建築局技術企画課長

このことについて、次のとおり改正し、一部公表します。

1 概要

(1) 考査項目別運用表について次のとおり改正します。

ア 別紙－1（立会人）5. 創意工夫「I. 創意工夫」

国土交通省における考査項目別運用表の改正に伴い、【新技術活用】について、次の評価項目を削除し、配点を最大3点から2点に変更する。

- 事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。
- 事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。

イ 別紙－4「出来形及び品質のばらつきの考え方」

社内管理基準値を定めている場合は「社内管理基準」の規格値に対するばらつきで判断していくが、国土交通省が定める評価水準に準拠し、「土木工事施工管理基準」の規格値に対するばらつきで判断する。

(2) 考査項目別運用表 別紙－3（検査員）3. 出来形及び出来ばえ「II. 品質」及び「III. 出来ばえ」における次の工種について、評価対象項目を公表します。

ア 落石防止網工（ワイヤロープ掛工、ロープ伏せ工等を含む）

イ 浮函及び連絡橋製作・設置工事（係船杭工事は基礎工事に準じる）

ウ 防食工事（港湾）

2 掲載場所

トップページ>入札・契約制度>監督・検査・評定関係

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k01/k01nyusatu-keiyaku03.html>

3 適用

令和8年4月1日以降に検査する工事から適用します。